

2020年12月7日

商品類型 No.128 「日用品 Version1.22」

分類 E. 「清掃・収納用品、室内装飾・芸術品」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

2020年2月にグリーン購入法の特定調達品目に「プラスチック製ごみ袋」が追加されて以降、該当するエコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version1」分類 E のごみ袋の申請や問い合わせが増加している。問い合わせの中には、プラスチック添加物である炭酸カルシウムなどの充填剤に関するものもあり、省資源の観点から、取扱いを明確化するために基準項目を追加する。ごみ袋にプラスチックへの添加により材積を増すこと（増量）を主目的とする物質（充填剤）を使用すると製品強度が低下するため、単一のプラスチック素材のごみ袋を製造する場合と同量のプラスチックが必要なケースがあり、その場合、プラスチック原料の代替にはつながらず、充填剤の分だけ厚みが増すこととなる。また、焼却時における確実な効用も認められていない。

ごみ袋については、薄肉化の取り組みが進められており、市販のものではフィルム厚が薄いものでも十分な強度が保っている。そのため、材積を増すことを目的とした充填剤を使用しないことを基準項目として追加する。

2. 改定箇所

以下の用語の定義、基準項目を追加する。

3. 用語の定義

充填剤	プラスチックへの添加により材積（容量）を増すこと（増量）を主目的とする物質をいい、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない。
-----	---

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

(40) 「ごみ袋」は、プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。

【証明方法】

付属証明書に充填剤の添加有無を記載すること。また、使用するプラスチック添加物のうち、充填剤として転用可能な添加物を用いる場合には、使用理由について説明する文書を提出すること。

3. 改定日 : 2021年2月1日

以上